

# 成年後見制度の課題

## 民法改正の概要

一般社団法人  
全国手をつなぐ育成会連合会



# 成年後見制度

## における主な課題

# 全育連が実施したアンケートから

1. 全育連では、令和3年3月から5月にかけて成年後見制度（以下、後見制度）に関するアンケートを実施しました
2. 育成会の会員以外にも回答していただき、逆に認知症や精神障害のある人からの回答はなかったことから、純粹に知的・発達障害のある人と家族から見た後見制度への評価と課題が抽出されています
3. アンケート回答数も1,386件で、空前規模の標本数となっています

# 全育連が実施したアンケートから

4. 後見制度の認知度については、良く・ある程度を合わせると83%の人が知っていると回答しました
5. 実際に後見制度を使っている人は11%程度で、一般よりは高いものの90%近い人は使っていない状況でした
6. 後見制度を使っている人に聞いた後見人等の属性は、約70%が親族（親）で専門職は14%、法人後見は7%でした

# 全育連が実施したアンケートから

7. 後見等の類型では86%が後見で、保佐が9%、補助は2%でした
8. 使っている／いないに関わらず、後見制度で問題と感じる点は「申し立てしたら取り下げられない／後見利用を途中でやめられない」が1位（約50%）で「財産管理だけで身上保護をしてもらえない」「福祉と連携していない」「報酬が高い」が続いています
9. また、家庭裁判所への疑問も多数でした

# 全育連が実施したアンケートから

10. 後見制度を使っていない理由は「親が元気だから」が1位（約65%）で「契約や年金管理が親でもできているから」「きょうだいがいるから」「制度について良くない評判を聞くから」「報酬が払えるか心配だから」が続いています
11. 後見等報酬については「1万円以下」が1位（36%）で「2万円以下」「分からない」と合わせて過半数となっており、公費負担を求める意見も多数ありました

# 全育連が実施したアンケートから

## アンケートからみる課題のまとめ

育成会関係者を中心としたアンケートであり、関心の高い層が回答した点を考慮しても、制度の周知不足で利用を控えているわけではなく、一度使うと戻れず後見人等の変更もできず、財産管理に重きが置かれて身上保護が不十分な割に報酬が高いという具体的な課題が見えているために利用していないといえます

アンケート集計は下記URLからご覧になれます

<http://zen-iku.jp/info/release/4444.html>

# 現行の後見制度はこれが課題！

制度の周知不足だけが利用控えの要因ではないことを前提に

1. いったん後見制度を使うと、本人が死亡するまで永久に利用が続く
2. 特に後見類型では後見人に包括的な代理権や取消権が付与され、本人意思の尊重はあるが、後見人の判断すべてとなる
3. 後見制度の利用を申し立てると、原則として取下げ不可、家庭裁判所が決定した後見人等のチェンジが実現しにくい仕組み

# 現行の後見制度はこれが課題！

制度の周知不足だけが利用控えの要因ではないことを前提に

4. 後見制度を使うかの本人確認や、後見人等を選任する段階における本人への意向確認（顔合せ）などがまったく行われない
5. 法曹系専門職が後見人等になった場合、財産管理は比較的しっかり対応するが、身上保護が手薄いケースが多い
6. 専門職の後見人には利用者の財産に応じた報酬が設定され、負担が重くなりがち

今回の民法改正で  
これらの課題が  
大きく改善される

# 部会報告書で示された方向

## 基本的な考え方

基本的には、現行の成年後見制度から後見と保佐の類型を廃止して、必要な範囲で利用可能な類型である「補助類型」のみとする方向



国連障害者権利条約の対日審査  
総括所見の勧告にも沿った対応

# 法定後見制度の見直しの概要

**法定後見制度** 本人の判断能力が不十分である場合に、家庭裁判所によって選任された者が本人を支援する制度

**現行の制度** 事理弁識能力の程度によって、利用できる制度が画一的に法定されている

対象者の能力	不十分	
制度	補助	
支援を行う者	補助人	
支援の内容	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の一部の取消し
	必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択	

著しく不十分		欠く常況	
保佐		後見	
保佐人		後見人	
特定の行為の代理	重要な財産上の行為の全部+それ以外の行為の取消し	包括代理	日常行為以外の行為の全部の取消し
廃止			

**見直し後の制度** 適用範囲の拡大

対象者の能力	不十分			欠く常況
制度	補助			選択可
	代理	取消し	取消しの特則	
必要とする支援の内容	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の全部又は一部の取消し	重要な財産上の行為の全部の取消し+それ以外の行為の取消し	

必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択

制度	代理権付与の審判	要同意事項の審判	特定補助人を付する処分の審判
支援を行う者	補助人	補助人	特定補助人
支援を行う者の権限	特定の行為の代理権	特定の重要な財産上の行為の同意権・取消権	特定の重要な財産上の行為の取消権 + 意思表示の受領・保存行為

# 部会報告書で示された方向

## 成年後見制度の利用に関する部分

補助人に対する同意権・取消権・代理権の付与には、原則として本人の了解（同意）が必要（意思表示が困難な場合は無理強いせずに同意の意思がない場合の取扱いへ）

制度の開始時には本人へ説明し  
了解、同意を基本とする

# 部会報告書で示された方向

## 成年後見制度の利用に関する部分

本人が同意の意思を示すことができない場合  
で、家庭裁判所が必要と認めた際には、補助  
人へ代理権や同意権・取消権を付与すること  
ができる（手続きは家族や首長もできる）

重度知的障害にも配慮した運用

# 部会報告書で示された方向

## 成年後見制度の利用に関する部分

ただし、家庭裁判所が付与する代理権や取消権は包括的なものではなく、あくまで特定の（法律）事項へ個別に付与される（いわゆる「お品書き」方式となる）



包括的な権限付与ではなく、必要な事項に個別の権限を付与する方向

# 部会報告書で示された方向

## 成年後見制度の終了に関する部分

成年後見制度の終了（制度的には「補助開始の審判等の取消し」と呼ばれる）は、利用を開始した事項について、家族や補助人などの申立権者からの請求を受け、家庭裁判所が「（保護の）必要がなくなった」と認めるときに全部又は一部を取り消すことができる



事項ごとに終わりのある後見制度

# 部会報告書で示された方向

## 成年後見制度の終了・補助人の解任

補助人の解任については、従来の「不正行為があった場合」に加えて「本人の利益のため特に必要がある場合」にも解任（交代）が可能となる（無制限に交代できるわけではないが、より適切な補助人を付けられる）



補助人の交代が可能な制度となる

# 部会報告書で示された方向

## 本人意思の尊重、身上配慮に関する部分

補助人が事務を行う際には、対象者の心身の状態に応じて、その者に対し、本人へ支援内容を情報提供した上で意向把握して、本人の意向を尊重し、心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない（本人へ理解できる形での情報提供をした上で意思の尊重を明確化する）



制度運用時にも本人意思を尊重

全育連としてさらに  
求めていくポイント

# 全育連として求めるポイント

1. すでに現行の成年後見制度を使っている人は、新しい制度へ移行できるように
2. 補助人を交代できる点は評価するが、事項ごとに権限を付与するのであれば、初めから事項ごとに複数の補助人が選任されるように
3. 成年後見制度の利用控えには報酬の問題もあることから、より低額な費用負担で制度を利用できるように

全国の育成会・親の会  
も、成年後見制度の  
見直しに強い関心を  
持って注視しましょう